**質　疑　回　答　書**

令和元年度 府営住宅用地活用事業一般競争入札（第３回）

【物件番号２　和泉寺田住宅北側用地 　に関する事項】

大阪府住宅まちづくり部

住宅経営室　施設保全課

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 質疑番号 | 要領のページ | 質　　　疑 | 回　　　答 |
| 1 | 28 | ・従前建物はどのような物が建てられていたのか、また、撤去工事図面を開示していただきたい。 | ・当該事業用地には、昭和39年に建設された簡易耐火住宅（２階建て）がありました。平成22、24年に行った撤去工事図面等を大阪府ホームページで公開します。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/r1-3_yochikatuyo.html>ただし、これらの図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先してください。・なお、撤去工事を行ったものの、本府が認識していない設備配管や浄化槽等の工作物が残存している可能性があるため、これら工作物等を撤去される場合は落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に実施してください。 |
| 2 | 28 | ・防犯灯を設置した経緯等を教えていただきたい。 | ・当該事業用地に限らず、府営住宅の撤去工事等を行う際に地域住民の夜間の安全・防犯対策として防犯灯を設置し、土地売却までの間、防犯灯を維持管理することがあります。・よって、当該事業用地の周囲にある防犯灯について、本府から落札者へ維持管理を引き継ぎます。なお、引継ぎ後の防犯灯の取扱いについては、落札者において和泉市並びに地元自治会と協議してください。 |
| 3 | 28 | ・当該事業用地は、埋蔵文化財包蔵地「寺田遺跡」に指定されているため、隣接地の府営寺田住宅の発掘調査結果（平成19年度（調査番号07013：平成19年7月1日から平成20年2月5日：調査面積2,365㎡））を教えていただきたい。・当該事業用地から重要な埋蔵文化財が発掘された場合は、どうなるか。 | ・発掘調査結果につきましては、以下の全国遺跡報告総覧のホームページをご覧ください。<https://sitereports.nabunken.go.jp/ja/4650>・重要な文化財が確認された場合に限らず、当該事業用地の埋蔵文化財発掘調査及び埋蔵文化財が発掘された場合の取扱いについては、和泉市教育委員会生涯学習部文化財振興課TEL（0725-99-8163））とご協議ください。 |
| 4 | - | ・当該事業用地の道路明示、民地との筆界確認書の開示をしていただきたい。 | ・大阪府が道路整備後、和泉市へ道路帰属した市道寺田町1号線の当該事業用地との道路明示につきましては、契約締結後速やかに落札者において境界明示申請書を作成し、和泉市の明示を受けてください。・当該事業用地と南側の府営和泉寺田住宅との境界について契約締結後速やかに落札者において境界確認書を作成し、大阪府と締結してください。・なお、当該事業用地と府営和泉寺田住宅との間に設置されている府営和泉寺田住宅の花壇ブロック基礎が当該事業用地に越境していますので、図面を以下の大阪府ホームページで公開します。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/r1-3_yochikatuyo.html>ただし、これらの図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先してください。・花壇ブロック基礎の一部撤去が必要な場合は、落札者の責任（費用負担含む）において撤去してください。 |
| 5 | - | ・市道寺田町１号線に埋設されている上下水道管の配置図及び管径を教えていただきたい。 | ・上下水道管等の内、給水管・汚水排水管につきましては、和泉市上下水道部下水道整備課へご確認ください。・また、雨水排水管は、今年度内に雨水排水管管理図面等を大阪府が作成し和泉市へ引き継ぐ予定です。・よって、大阪府が大阪府営和泉寺田住宅道路整備その他工事図面（竣工図）で整備しました雨水排水管図を以下の大阪府ホームページで公開します。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/r1-3_yochikatuyo.html>ただし、これらの図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先してください。 |
| 6 | - | ・当該事業用地内にある、管理用側溝の雨水の排水先はどこか。 | ・管理用側溝の排水先について、以下の大阪府ホームページで公開します。<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikatsuyou/r1-3_yochikatuyo.html>ただし、これらの図面は参考であり、現状と異なる場合は現状を優先してください。・なお、管理用側溝の排水管については再利用することはできませんので、落札者の責任（費用負担含む）において関係法令を遵守のうえ適切に撤去してください。 |
| 7 | - | ・売却に関して、地元から要望等はあるか。 | ・特に要望、取り決めはありません。・落札者において土地利用計画等について、地元説明を十分に行ってください。 |